1701年王位継承法（出典: フリー百科事典「ウィキペディア（Wikipedia）」）

1701年王位継承法は、1701年に権利章典を改正した法で、イギリスの王位継承について定めた法。

ハノーファー選帝侯妃ゾフィー

現在のイギリス王位継承者は、事実上、彼女の子孫のみに限られている

概要

1701年当時のイングランド王兼スコットランド王である**ウィリアム３世**には嗣子がなく、義妹**アン**とジョージ夫妻の子らが王位を継ぐことが期待されていたが、彼女の子らがことごとく夭折し、アン以降の国王最有力候補がアンの異母弟で**カトリック**のジェームズ老僭王となった。**この老僭王の即位を阻むべく、イングランド議会において王位継承法は制定された。**

この法によって定められた主な条項は、以下の通りである。

- 王位継承者は、ステュアート家の血を引く者に限る。
- **イングランド国教会信徒のみが王位継承権を持つ**（カトリック信徒は王になれない）。同様に、その配偶者も国教会信徒でなければならない。

  この条項により、ジェームズ老僭王をはじめ、

  - チャールズ1世の王女ヘンリエッタ・アンの血を引くサヴォイア公妃アンナ・マリアとその子孫
  - ジェームズ1世の王女エリザベスの血を引く者のうちオルレアン公妃エリザベート・シャルロット（エリザベスの次男・プファルツ選帝侯カール1世ルートヴィヒの娘）とその子孫
  - 同じくエリザベスの血を引く者のうち神聖ローマ皇后アマーリア・ヴィルヘルミーネ（エリザベスの六男・エドゥアルトの孫）とその子孫

  など血統上の権利者の多くが排され、エリザベス王女の末娘・**ハノーファー選帝侯妃ゾフィーおよびその子孫に継承権者が限定された。**
- 外国出身の王は、議会の承認を得なければイングランド国外の領地のために出兵できない。
- 王は、議会の承認なくしてイングランド国外に出ることはできない（1714年廃止）。

成立の背景

これはジャコバイトの脅威が背景にあり、この王位継承法なくしてはアン女王の死後、**名誉革命によって玉座を逐われたジェームズ２世の長男（アンの異母弟）ジェームズ老僭王**に王位が移る可能性が強まったためである。この法によってカトリックを王位から締め出すと、カトリックが比較的多くステュアート家の発祥地であるスコットランドでは反発が起こり、スコットランド議会で1703年、スコットランドの王を自らで決するという安全保障法（the Act of Security）が成立した。これに対してイングランド側は交易の制限などの圧力をかけたため、スコットランドは経済的に追いつめられた。その結果、1707年に合同法が成立して、スコットランド議会は自らの解散を宣言、イングランドとスコットランドの合同によりグレートブリテン王国が成立した。1714年にアン女王が死去すると、王位継承法によってゾフィーの長男、ハノーファー選帝侯ゲオルクがグレートブリテン王に迎えられ、ジョージ1世として即位した。